

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知＜後期監査報告書（令和5年3月23日）＞

「処理」の実施状況
 【A：実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの 23件
 【C：実施しないことを決定済】 基準日までに「処理」を実施することはできるが、何らかの理由により実施しないことを決定したもの 6件
 【D：実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの 3件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況
 【A：実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの 32件

○部局監査

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
1	福祉部	地域包括ケア企画課	【重点】切手等金券類の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、受入れ及び保管枚数を確認した際は、切手等受払い管理簿の確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。	2 頁	1	A：実施済 又は決定済	令和4年10月28日に切手の保管数及び執行の状況を確認者が再確認し、押印を行った。	A：実施済 又は決定済	切手等の金券類を使用する時は、担当者が管理簿に使用分を記入した後、確認者（担当長以上）に保管庫から切手等を取り出してもらう手順を追加し周知した。また、確認及び押印は担当長以上の職位の確認とする旨の表示を管理台帳の表紙に記載することを令和4年12月9日決定し実施した。 上記内容の確実な実施を月末に所属長が確認する。	令和5年3月31日
2	消防本部	(足)管理課	【重点】切手等金券類の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、受入れ及び保管枚数を確認した際は、切手等受払い管理簿の確認者欄に押印すべきところ、押印されていなかった。	2 頁	2	A：実施済 又は決定済	令和4年11月11日に、切手等受払い管理簿の使用実績（5月）の確認者印を押印した。	A：実施済 又は決定済	文書発送の遅れと切手管理事務について検討した結果、令和5年1月17日から下記2点を再発防止策とし、切手の管理を継続することとした。 ・確認者である庶務担当長が不在の場合は、担当長より上位職の者が確認・押印して使用する。 ・所属長が月末確認をするときは、庶務担当長立ち会いのもと、使用実績内容と確認者押印欄についても確認する。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
3	福祉部	生活福祉課	【重点】切手等金券類の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、月替わりの際は繰越枚数が正しく記載されているか確認し押印すべきところ、押印されていなかった。	3 頁	3	A：実施済 又は決定済	令和4年11月1日に繰越枚数の確認者欄に印鑑を押した。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月2日の課内連絡会において、当該指摘の共有を行い、職員全員に切手管理のルールを周知徹底した。 ・切手管理簿に「記載上の注意事項」大きく掲載し、記入時に必ず目に入るようにした。 ・押印漏れを防ぐため、切手管理簿の確認印を押印する箇所に㊟を記入した。 ・課長が月末の残数確定時に、押印もれや記載に不備がないか確認することとした。	令和 5年 3月 31日
4	福祉部	生活福祉課	【重点】切手等金券類の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、見え消し修正及び訂正印の押印がされていないものがあつた。	3 頁	4	A：実施済 又は決定済	令和4年11月1日に指摘該当欄に確認者の訂正印を押した。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月2日の課内連絡会において、当該指摘の共有を行い、職員全員に切手管理のルールを周知徹底した。 ・切手管理簿に「記載上の注意事項」大きく掲載し、記入時に必ず目に入るようにした。 ・課長が月末の残数確定時に、押印もれや記載に不備がないか確認することとした。	令和 5年 3月 31日
5	福祉部	障がい福祉課	【重点】切手等金券類の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 レターパックの管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、見え消し修正及び訂正印の押印がされていないものがあつた。	3 頁	5	A：実施済 又は決定済	令和4年11月2日に、訂正印漏れ箇所について、訂正印の押印処理を実施。 ※修正テープによる訂正箇所については、処理を実施することができない。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月28日に、切手等受払い管理簿の表紙に、切手管理方法の注意事項（訂正の際は見え消しで修正し、訂正印の押印が必要なこと等）をテブラで目立つように貼り付け、切手等受払い管理簿を記入する際に必ず確認できるようにした。 ・令和4年11月28日に、庶務課作成の自己点検チェック票とともに、毎月の所属長確認を実施することを決定した。	令和 5年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
6	福祉部	高齢福祉課	【重点】切手等金券類の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 レターパックの管理において、使用枚数の記載に誤りがあるにもかかわらず、確認者が押印しているものがあった。	3 頁	6	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日受領枚数と発送枚数、残数を確認し、管理簿を訂正した。	A：実施済 又は決定済	令和4年12月12日、使用枚数と在庫数について、確認者と担当者と読み合わせを行いながら、確認することを決定。管理簿の様式に読み合わせチェック欄を追加し、課内に周知を行った。	令和 5年 3月 31日
7	福祉部	高齢福祉課	【重点】切手等金券類の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 レターパックの管理において、月末にはその月の管理簿の記載内容や在庫数が正しいか確認した上で、所属長に点検を受けるべきところ、点検されていないものがあった。	3 頁	7	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日残数と記載内容を確認し、確認者欄に押印した。	A：実施済 又は決定済	令和4年12月12日、当月内で使用予定のないレターパック等は、在庫として持たないことを決定、課内に周知し、在庫のレターパックを返却した。 令和4年12月12日に課の共有カレンダーの各月末に「切手類在庫確認」と記載し、所属長を始め、課の職員全員が意識を持つようにした。	令和 5年 3月 31日
8	福祉部	生活福祉課	収入事務	原符	【指摘】 原符（領収書の控え）の取扱いにおいて、金額を書き損じたにもかかわらず、その上から新たに金額を記載しており、正確な金額が不明なものがあった。	3 頁	8	A：実施済 又は決定済	令和4年11月11日に当該原符を回収した。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月9、11日の職場研修において、当該指摘の共有及び原符の取扱ルール（原符を使用するときは、担当長以上の確認を必ず受けること）を再徹底した。 ・原符は課長が鍵を管理する金庫に保管することとした。	令和 5年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
9	福祉部	生活福祉課	収入事務	生活保護返還金	【指摘】 現金を窓口にて受領してから金融機関へ納入するまでの期間に、1か月以上要しているものがあった。	3 頁	9	D：実施することができない	すでに納入済みの現金であるため。	A：実施済 又は決定済	令和4年11月9、11日の職場研修において、当該指摘及び現金管理リスクの共有を行った。 厚生労働省に確認し、年金入金日以前でも振込金額が確定していれば返還決定が可能という回答を得ていることから、日本年金機構や国保年金課より年金受給の情報を取得し、入金日に合わせて返還決定を行い、入金時に返還を受けた後は速やかに市金庫に納入できるようにするなど、受領後の速やかな入金を徹底することとした。	令和 5年 3月 31日
10	生涯活躍部	市民活躍支援課	収入事務	寄附の採納	【指摘】 豊田市職務権限規程別表第1において、負担付き以外の寄附の採納の決定者は副部長と定められているが、課長が決定していた。 また、寄附の採納の決定は、寄附が行われる前に行われるべきところ、寄附の納入確認時に行われていた。	4 頁	10	A：実施済 又は決定済	令和4年10月19日に、遡及して副部長決定で決裁を取り直した。	A：実施済 又は決定済	事務を行うフォルダ内に職務権限規程資料を保存した。	令和 5年 3月 31日
11	福祉部	地域包括ケア企画課	補助金等交付事務	豊田市公的病院救命救急センター機能運営費補助金ほか1件	【指摘】 補助金交付要綱において、補助金の交付対象者が定められているが、当該対象者と異なる者からの交付申請書を受理し、交付決定していた。	4 頁	11	A：実施済 又は決定済	令和4年12月8日に厚生病院の開設者、病院管理者及び市の3者で手続きの不備について確認を行い、適正な手続きの状態となるよう書類等の修正を行った。	A：実施済 又は決定済	当該補助金は対象者が1団体のみであるため、事前に手続き書類の対象者データを入力した様式とし、令和4年12月8日に当様式を今後使用することとした。併せて決裁に要綱を添付し交付対象者記載部分にマーカール、確認を強調する手順に決定し周知した。	令和 5年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
12	福祉部	地域包括ケア企画課	補助金等交付事務	豊田市公的病院救命救急センター機能運営費補助金ほか1件	【指摘】 補助金交付要綱において、補助金の交付対象者が定められているが、当該対象者と異なる者からの交付申請書を受理し、交付決定していた。	4 頁	11	A：実施済 又は決定済	令和4年11月7日に厚生病院の開設者、病院管理者及び市の3者で手続きの不備について確認を行い、適正な手続きの状態となるよう書類等の修正を行った。	A：実施済 又は決定済	当該補助金は対象者が1団体のみであるため、事前に手続き書類の対象者データを入力した様式とし、令和4年12月8日に当様式を今後使用することとした。併せて決裁に要綱を添付し交付対象者記載部分にマーカーし、確認を強調する手順に決定し周知した。	令和 5年 3月 31日
13	福祉部	地域包括ケア企画課	補助金等交付事務	豊田市へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金	【指摘】 豊田市職務権限規程別表第2において、1,000万円超3,000万円以下の補助金に係る予算執行伺の決定者は副部長と定められているが、当該補助金額は2,000万円であるにもかかわらず、課長が決定していた。 また、500万円超3,000万円以下の場合に必要な財政課長の合議が行われていなかった。	4 頁	12	A：実施済 又は決定済	令和4年11月7日に、課内で決定区分の確認を行い、再度決定の手続きを行った。	A：実施済 又は決定済	システムの決裁区分に金額別の決裁ルートを事前に作成しておき、交付決定の起案を行うとともに、決裁板に添付されている区分一覧表の該当箇所に付箋を貼り、確認する手順に令和4年12月8日に決定し周知した。	令和 5年 3月 31日
14	生涯活躍部	市民活躍支援課	委託業務	とよたつながる博運営業務委託	【指摘】 豊田市業務委託事務要綱第14条において、検査員及び監督員を任命することと定められているが、任命されていなかった。	4 頁	13	A：実施済 又は決定済	令和4年10月19日に検査員及び監督員を任命した。	A：実施済 又は決定済	①4月1日に実施すべき事務内容の確認と周知。 ②4月1日に必ずチェックリストを確認した上で事務を進めること。 ③課共有スケジュールの4月1日の欄に「チェック表を見ること」と記載。（毎年度継続） ①～③について、令和5年2月1日の担当打合せ会にて改めて確認した。	令和 5年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
15	生涯活躍部	美術館	委託業務	高橋節郎 館展示替 委託	【指摘】 豊田市業務委託事務要綱第14条において、検査員及び監督員を任命することと定められているが、任命されていなかった。	4 頁	14	A：実施済 又は決定済	令和4年10月20日に検査員及び監督員を任命した。	A：実施済 又は決定済	①4月1日に実施すべき事務内容の確認と周知。 ②4月1日に必ずチェックリストを確認した上で事務を進めること。 ③館内共有カレンダーに「【重要】年度当初に実施すべき事務のチェックリストを確認すること→4/1」という内容を3月最終週から記載。（毎年度継続） ④令和5年3月28日の館内全職員が参加する会議で学芸担当へも年度当初に検査員及び監督員を任命するのを失念しないよう改めて指示。	令和 5年 3月 31日
16	議会事務局	議会事務局	委託業務	議会議事 録作成支 援システム保守・ サポート 業務委託	【指摘】 豊田市業務委託事務要綱第14条において、検査員及び監督員を任命することと定められているが、任命されていなかった。	4 頁	15	A：実施済 又は決定済	令和4年10月20日に検査員及び監督員名を記入し、任命を行った。	A：実施済 又は決定済	年度当初のやることリストに検査員及び監督員の任命を確認を明記した。	令和 5年 3月 31日
17	生涯活躍部	市民活躍支援課	委託業務	とよた男女共同参画センターホームページ維持管理業務委託ほか2件	【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	5 頁	16	C：実施しないことを決定済	令和4年度に関しては委託契約を締結済みであり、現契約に影響がないことを確認したため、変更契約を行わないことを、令和4年12月9日に決定した。	A：実施済 又は決定済	契約約款の改正日付が適当であることを、起案責任者及び検討者が契約課情報DBにより確認する。このことを令和5年3月1日の担当打合せ会にて改めて確認した。	令和 5年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
18	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	委託業務	外国人の幼児向け日本語教育事業委託ほか1件	【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	5 頁	17	C：実施しないことを決定済	令和4年度に関しては委託契約を締結済みであり、現契約に影響がないことを確認したため、変更契約を行わないことを、令和4年12月15日に決定した。	A：実施済又は決定済	契約約款の改正日付が適当であることを、契約課情報DBにより起案責任者及び検討者が確認することを令和5年3月24日に決定した。 また、令和4年11月8日に、以下の対応を取ることを課員全員で確認した。 1 指摘事項のリスト化 2 チェックリストへの反映 3 様式等の更新情報について専用フォルダで保存	令和5年3月31日
19	福祉部	地域包括ケア企画課	委託業務	在宅医療サポートセンター事業委託	【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	5 頁	18	C：実施しないことを決定済	約款添付誤りによる変更契約は契約相手方に負担(収入印紙等)を強いること、改正内容が契約履行への影響は少ないことから変更契約しないこととするのもので、いずれも当該契約には該当しない事項のため、令和4年12月13日に契約相手側とも内容確認をし、同日約款の差替え手続きをしないことを課内決定した。	A：実施済又は決定済	今回の案件を課内共有し、委託契約チェックリストの項目に新たに「最新の約款となっているか?(契約課情報DBを再度確認!)」の表記を追加することとし、以降当該チェックリストを使うことを令和4年12月8日に決定し周知した。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
20	建設部	道路維持課	委託業務	市道小坂若林1号線ほか緑地管理委託	【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	5 頁	19	C：実施しないことを決定済	約款の変更事項が当該委託内容に該当しないため。	A：実施済又は決定済	契約約款は、様式DBから最新のものを印刷することとした。 また、契約締結前に他の担当長含め2者以上で契約書原本一式を内容確認するよう確認方法を変更した。あわせて、変化点を抑え、管理職による注意喚起を重点的にこなうこととした。	令和5年3月31日
21	建設部	地域建設課	委託業務	市道足助綾渡怒田沢線ほか道路維持作業業務委託ほか	【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	5 頁	20	C：実施しないことを決定済	約款の変更事項が当該委託内容に該当しないため。	A：実施済又は決定済	契約約款は、様式DBから最新のものを印刷することにした。 また、契約締結前に他の担当長含め2者以上で契約書原本一式を内容確認するよう確認方法を変更した。あわせて、変化点を抑え、管理職による注意喚起を重点的にこなうこととした。	令和5年3月31日
22	建設部	河川課	委託業務	雨水貯留施設維持管理作業委託ほか	【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和4年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	5 頁	21	C：実施しないことを決定済	約款の変更事項が当該委託内容に該当しないため。	A：実施済又は決定済	契約約款は、様式DBから最新のものを印刷することとした。 また、契約締結前に他の担当長含め2者以上で契約書原本一式を内容確認するよう確認方法を変更した。あわせて、変化点を抑え、管理職による注意喚起を重点的にこなうこととした。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
23	建設部	土木課	委託業務	市道亀首前田線草刈業務委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書には仕様書を添付することとされているが、添付されていなかった。	5 頁	22	D：実施することができない	既に委託業務は完了しており、仕様書の追加はできない。	A：実施済又は決定済	契約締結前に他の担当長含め2者以上で契約書原本一式を内容確認するよう確認方法を変更した。あわせて、管理職による注意喚起を重点的におこなうこととした。	令和5年3月31日
24	生涯活躍部	スポーツ振興課	委託業務	公共施設浄化槽維持管理委託（猿投地区保見マレットゴルフ場）	【指摘】 委託業務再委託承認申請書が提出されたが、豊田市業務委託事務要綱第16条第2項に規定される確認及び通知が行われていなかった。	5 頁	23	A：実施済又は決定済	令和4年10月15日に、再委託内容を改めて確認したうえで、再委託承認書を契約事業者に通知した。	A：実施済又は決定済	令和4年10月末日に、他契約の事務処理について本事例の点検を実施するとともに、再発防止のために契約課から示されている「再委託承認の手続フロー」及び現様式を課内で周知し、今後同様の事象が発生しないよう注意を促した。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
25	保健部	感染症予防課	委託業務	令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種運営等業務委託	【指摘】 委託業務再委託承認申請書が提出されたが、豊田市業務委託事務要綱第16条第2項に規定される確認及び通知が行われていなかった。	6 頁	24	A：実施済 又は決定済	再委託承認書を作成し、承認の決定を受けて交付済	A：実施済 又は決定済	令和4年12月14日、発見事項について課内で情報共有し、再委託する際の注意事項及び事務手順について研修会を実施し確認した。 再発防止策については、再委託承認の手続きフローに従って注意事項を整理し、令和4年12月1日から起案者、検討者又は決定者は、事務執行時にこれを必ず確認することとした。	令和 5年 3月 31日
26	建設部	道路維持課	委託業務	市道小坂若林1号線ほか緑地管理委託	【指摘】 仕様書において、契約者は危険防止柵等を設置し作業の安全処置を講ずるとともに、作業員は必ずヘルメットを着用することとされているが、いずれもされていなかった。	6 頁	25	A：実施済 又は決定済	仕様書に基づく危険防止柵の設置及びヘルメットの着用を指示した。	A：実施済 又は決定済	業務着手前に、契約者側の担当と対面で仕様書を読み合わせ、安全対策について確認する。また、毎月の作業報告書受理時においても確認する。	令和 5年 3月 31日
27	建設部	道路維持課	委託業務	市道小坂若林1号線ほか緑地管理委託	【意見】 仕様書において、低木剪定を5月から7月までに実施することとなり、契約者から提出された工程表では7月に実施予定であった。令和4年7月1日の協議において、夏季の猛暑に伴う作業者の安全確保のため実施期間を10月までに変更したことにより、市道東広瀬団地1号線では実施を延期したが、梅坪緑陰歩道1号線では予定どおり7月に実施していた。 夏季の猛暑は発注時に想定できることであり、それを理由に実施期間の変更を認めるのであれば、他の路線・作業も含め仕様書の見直しを検討されたい。	6 頁	26	D：実施することができない	既に当該作業は完了している	A：実施済 又は決定済	低木剪定は基本的に5月～7月中に実施することが効果的であるため、契約時にシルバー人材センターの担当者に高齢者の体調に配慮した作業予定とするように依頼した。ただし、樹種や生育状況によっては夏季を避けた剪定も考慮する。	令和 5年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
28	福祉部	生活福祉課	その他	金庫内現金管理簿	【指摘】 現金を入庫する際に、管理簿の入庫日、対象者、金額及び担当者欄に記入すべきところ、記入されていないものがあった。	6 頁	27	A：実施済 又は決定済	記載漏れの記録を管理簿に追加記載した。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月9、11日の職場研修において、現金管理のルール（生活保護受給者から現金を受け取る時は、必ず2名（ケースワーカーと総務担当）で受領し、管理簿の記入を行うこと）を再徹底した。 ・令和4年11月1日から月に1回（月末）に総務担当が金庫内の現金と台帳の確認を実施した。また、令和5年1月より、現金管理に係るチェック項目一覧を作成し総務担当が確認した上で、課長決裁を受けることとした。	令和 5年 3月 31日
29	福祉部	生活福祉課	その他	金庫内現金管理簿	【指摘】 現金を出庫する際に、管理簿の出庫日及び確認欄に記入すべきところ、記入されていないものがあった。	6 頁	28	A：実施済 又は決定済	ケース記録等から生活保護費支給日を確認し、出庫日・確認者欄への記入を行っている。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月9、11日の職場研修において、現金管理のルール（生活保護受給者に保護費を現金で支給するときは、必ず2名（ケースワーカーと総務担当）で金庫からの出庫・管理簿の記入・現金の受け渡しを行うこと）を再徹底した。 ・令和4年11月1日から月に1回（月末）に総務担当が金庫内の現金と台帳の確認を実施した。また、令和5年1月より、現金管理に係るチェック項目一覧を作成し総務担当が確認した上で、課長決裁を受けることとした。	令和 5年 3月 31日
30	福祉部	生活福祉課	その他	金庫内現金管理簿	【指摘】 現金を出庫する際に、管理簿の出庫日及び確認欄に記入すべきところ、異なる対象の欄に記入されていた。	7 頁	29	A：実施済 又は決定済	Aについて管理簿の出庫日を修正した。	A：実施済 又は決定済	・総務担当が現金を入庫するときの管理簿記入時にダブルチェックすることを再度徹底した。 ・令和4年11月9、11日の職場研修において、現金管理のルール（生活保護受給者に保護費を現金で支給するときは、必ず2名（ケースワーカーと総務担当）で金庫からの出庫・管理簿の記入・現金の受け渡しを行うこと）を再徹底した。 ・令和4年11月1日から月に1回（月末）に総務担当が金庫内の現金と台帳の確認した。また、令和5年1月より、現金管理に係るチェック項目一覧を作成し総務担当が確認した上で、課長決裁を受けることとした。	令和 5年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
31	福祉部	生活福祉課	その他	金庫内現金管理簿	【指摘】 管理簿の記載が鉛筆等で記入されていた。	7 頁	30	A：実施済 又は決定済	当該箇所を書き直しができないようにするためコピーに差し替えた。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月9、11日の職場研修において、ボールペンで記入することを再徹底した。 ・管理簿に記入用のボールペンをつけた。	令和 5年 3月 31日
32	福祉部	生活福祉課	その他	使途不明金	【指摘】 金庫内に「R2.9 発見55円」と記載されたメモとともに使途不明金が保管されていた。	7 頁	31	A：実施済 又は決定済	指摘後、取得物として財産管理課に届け出た。	A：実施済 又は決定済	・令和4年11月9、11日の職場研修において、現金を含む落とし物は、速やかに財産管理課へ届け出るよう徹底した。	令和 5年 3月 31日